



平成24年（行ウ）第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸 ほかに265名

被告 国 ほかに1名

## 第18準備書面

平成30年2月8日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

被告国訴訟代理人

岩 淵 正 樹 代

被告国指定代理人

坂 本 康 博 代

檜 野 一 穂 代

寺 本 孝 規 代

伊 藤 涉 代

中 村 元 昭 代

作 沼 臣 英 代

山 神 暁 恵 代

西 尾 学 代

菅 野 剛 彦 代

鉾 田 達 人 代

志 賀 富士夫 

宮	本	竜	治	
倉	持	高	志	
高	橋	正	史	 代
小	林		勝	 代
小	川	哲	兵	 代
大	城	朝	久	 代
矢	野		諭	 代
仲	村	淳	一	 代
海	田	孝	明	 代
井	藤	志	暢	 代
大	野	佳	史	 代
種	田	浩	司	 代
豊	島	広	史	 代
谷	川	泰	淳	 代
羽	田	野	誉	 代
小	野	祐	二	 代
西	崎	崇	徳	 代
小	山	田	巧	 代
荒	川	一	郎	 代
中	川		淳	 代

止	野	友	博	
木	原	昌	二	
山	田	創	平	
片	野	孝	幸	
村	上		玄	
照	井	裕	之	
岡	本		肇	
正	岡	秀	章	
皆	川	隆	一	
角	谷	愉	貴	
田	尻	知	之	
大	塚	恭	弘	
大	浅田		薰	
岩	田	順	一	
鈴	木	健	之	
三	井	勝	仁	
佐	藤	秀	幸	
永	井		悟	
佐	藤	雄	一	
藤	原	弘	成	

## 目 次

第1	電源設備に係る規制の合理性	6
1	発電用原子炉施設に必要とされる電源について（全体として乙Bア第60号証・178ページ〔乙Bア第15号証の最終改訂版〕）	6
2	電源設備に係る福島第一発電所事故における教訓について（全体として乙Bア第60号証・178ないし181ページ）	8
	(1) 東北地方太平洋沖地震後に福島第一発電所が炉心損傷に至るまでの経緯	8
	(2) 福島第一発電所事故から得られた教訓	9
3	電源設備に係る規制の概要	10
	(1) 保安電源設備としての規制の概要	10
	(2) 設計基準対象施設及び安全施設としての規制の概要	13
	ア 外部電源系の電源設備に関する耐震重要度分類について	14
	イ 外部電源系の電源設備に関する安全重要度分類について	16
	(3) 全交流電源喪失対策設備としての規制	18
	(4) 重大事故等対処施設としての規制	18
4	電源設備に係る規制が合理的なものであること	19
第2	電源設備の規制に係る原告らの主張には理由がないこと	21
1	外部電源に関する安全重要度分類及び耐震重要度分類が変更されていないことは不合理ではないこと	21
	(1) 原告らの主張	21
	(2) 事故発生時において安全施設に電力供給を行う非常用電源設備等をSクラス、MS-1とする一方、電力供給を期待すべきではない外部電源系をCクラス、PS-3とすることは何ら不合理ではないこと	22
2	設置許可基準規則において非常用電源設備等の具体的な種類及び容量等を	

一律に規定しないことは何ら不合理ではないこと	23
(1) 原告らの主張	23
(2) 設置許可基準規則においては、各発電用原子炉施設の実情に応じて、十分な非常用電源設備が設置されているか否かを個別具体的に判断することが予定されていること	23
3 設置許可基準規則 5 7 条 2 項が定める所内常設直流電源設備（3 系統目）の設置が附則により 5 年間猶予されていることは何ら不合理ではないこと	24
(1) 原告らの主張	24
(2) 設置許可基準規則 5 7 条 2 項は、他の規定が要求する電源設備の設置によって既に重大事故等対策が図られているものについて、更なる機能の信頼性向上を図る性質の規定である一方、審査、工事等に一定の期間が必要であることから猶予期間を設けたものであって不合理ではないこと	24

被告国は、本準備書面において、設置許可基準規則等における電源設備に係る規制の合理性について述べた上で（後記第1）、同規制等が不合理であるとする原告らの主張には、理由がないことについて述べる（後記第2）。

なお、略語等の使用は、本準備書面において新たに定義するもののほか、従前の例による（本準備書面末尾に「略称語句使用一覧表」を添付する）。

## 第1 電源設備に係る規制の合理性

### 1 発電用原子炉施設に必要とされる電源について（全体として乙Bア第60号証・178ページ〔乙Bア第15号証の最終改訂版〕）

(1) 発電用原子炉施設内で必要とされる電源には、交流電源と直流電源がある。

このうち交流電源は、炉心を冷却するために水を供給する大型ポンプ等の機器を動作させるために必要となる。

これに対し、直流電源は、各機器の制御や原子炉の各種パラメータを監視する計測制御用の機器等を動作させるために用いられる。

これらの電源から生じる電力は、電源設備により各設備等に供給される。

発電用原子炉施設内の電源設備の具体的な例としては、発電所外の電源（外部電源）から交流の電力を供給する電線路（送電線）と、所内の母線とを接続・遮断するための設備である開閉所、外部電源から供給された電力の電圧を変圧するための変圧器、外部電源喪失等の非常時に交流電力を所内に供給するための非常用ディーゼル発電機、供給された電力を原子炉施設内の各設備に供給するための閉鎖配電盤等の所内配電設備及び非常用直流電源として直流電力を供給するための蓄電池等がある（乙C第17号証・4、5、8、13及び37ページ）。

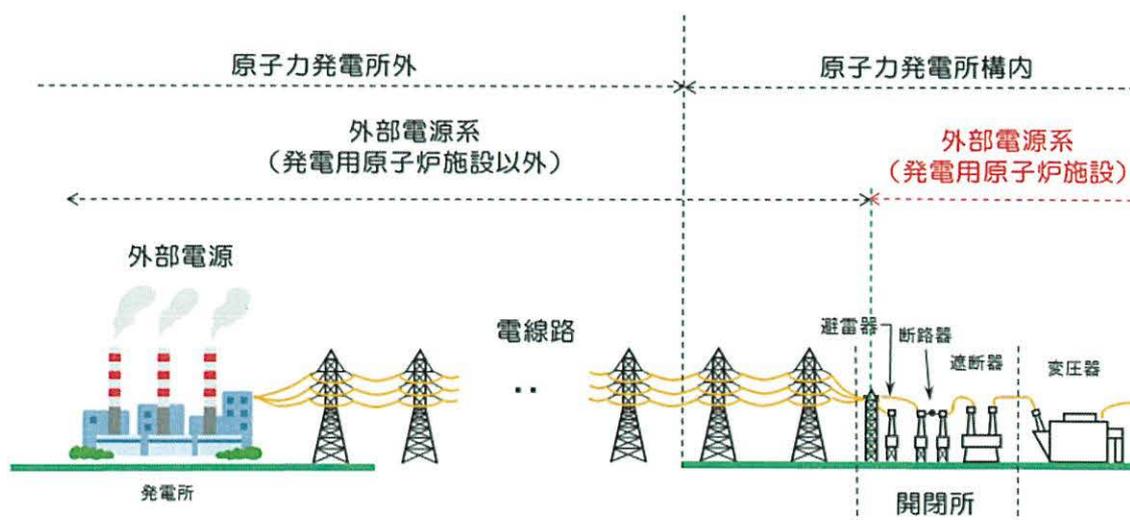


図1 外部電源系のイメージ

(2) また、電源は通常運転時に利用される常用電源と、事故等の発生時に必要とされる非常用電源に区分される。

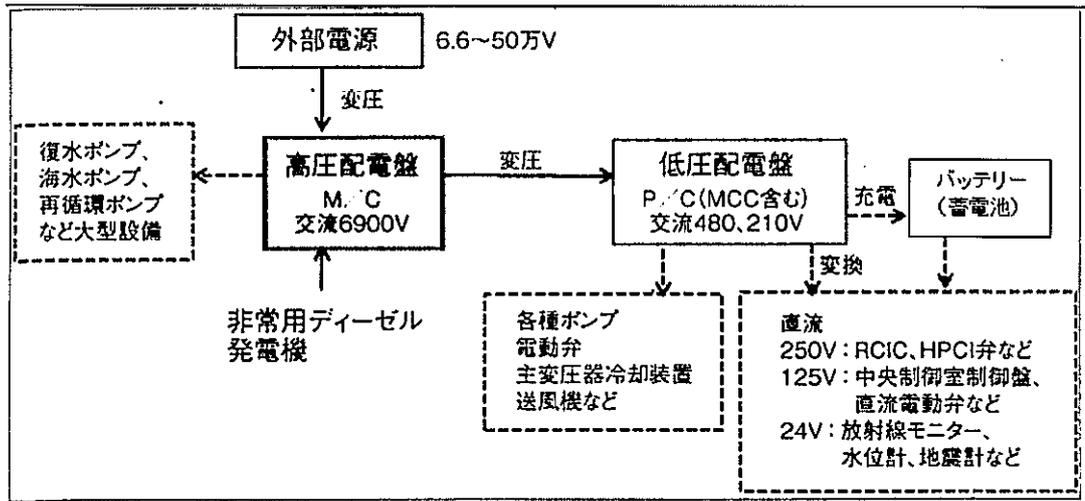
例えば、上記の大型ポンプ等を動かすために必要となる交流電源は、通常運転時は、常用交流動力電源として、原子炉からの蒸気で駆動する発電機からの所内電力供給や、外部電源から電線路を通して供給される外部電源系<sup>\*1</sup>が利用される。また、上記の計測制御用の機器等を動かすために用いられる直流電源は、通常は上記交流動力電源から供給される交流が直流に整流されて供給される。

これに対し、事故等の発生時には、外部電源系が健全であればそれを利用し、併せて非常用交流動力電源として非常用ディーゼル発電機を待機させ、外部電源系が機能喪失した場合には、非常用ディーゼル発電機から電力を供給する。また、直流電源については、外部電源系や非常用ディーゼル発電機から供給された交流が直流に整流されて供給されるが、外部電源

\*1 原子力施設外部の電力系統から原子力施設に供給される電源。

系が機能喪失し、非常用ディーゼル発電機の機能も喪失した場合は、非常用直流電源として、蓄電池等が必要とされる。

(図 2)



(出典：畑村洋太郎ほか「福島原発事故はなぜ起こったか」43ページを一部改変したもの)

## 2 電源設備に係る福島第一発電所事故における教訓について（全体として乙Bア第60号証・178ないし181ページ）

### (1) 東北地方太平洋沖地震後に福島第一発電所が炉心損傷に至るまでの経緯

福島第一発電所においては、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、敷地内の送電鉄塔が倒壊するなどして所外からの給電が途絶する状態となった。運転中であった1号機ないし3号機においては、速やかに原子炉が停止するとともに、所内の非常用電源と冷却設備が作動し、「止める・冷やす・閉じ込める」機能が正常に働いた。

しかし、その後に到来した巨大な津波により、海側に設置されていた海水ポンプは、全てその機能を喪失した。さらに、非常用ディーゼル発電機、

配電盤、蓄電池等の電気設備の多くは、海に近いタービン建屋等の1階及び地下階に設置されていたため、建屋の浸水によりほとんどが同時に水没、被水してその機能を喪失した。

ほとんどの電源及び配電の機能を喪失した1号機ないし3号機の原子炉で生き残った冷却機能は、交流動力電源によらなくとも駆動できる設備であり、1号機では非常用復水器、2号機では原子炉隔離時冷却系、3号機では原子炉隔離時冷却系と高圧注水系のみであった。1号機の非常用復水器においては、操作に必要な直流電源の喪失により、隔離弁の開操作等が十分に機能せず、早期に原子炉の水位が維持できない状況になった。2号機及び3号機においては、原子炉隔離時冷却系又は高圧注水系が作動して水位が維持されていたが、その間に適切に減圧して低圧の代替注水に移行することができなかった。それらの結果、1号機ないし3号機は、いずれも水位の低下により炉心が露出し、炉心損傷に至った。

## (2) 福島第一発電所事故から得られた教訓

ア 上記(1)で述べたとおり、福島第一発電所においては、津波により所内の電気設備が水没、被水したことにより機能喪失したため、外部電源系が機能していたとしても受電を継続することは難しかったと考えられる。しかし、外部電源の喪失が、その後の事故の進展防止を阻害する要因の一つであり、地震後に外部電源を含む交流電源を利用することができた本件原子炉施設及び東北電力株式会社女川原子力発電所において、冷温停止に移行するなどの緊急時対応を実施できたことを踏まえると、外部電源について複数の回線からの給電を確保することなどにより、一つのルートを失っても当該発電所が外部電源喪失にならないよう外部電源系の一層の信頼性を高めることが重要である（設置許可基準規則33条4項ないし6項〔乙Bア第8号証・66及び67ページ〕）。

イ 非常用交流電源設備については、津波により非常用ディーゼル発電機

等の冷却系の一部である海水ポンプが機能喪失したため、非常用ディーゼル発電機自体が水没、被水していなかったとしても機能しなかった。

また、各種の安全設備に電力を供給する配電盤等の電気設備は、津波による被水等により機能を喪失しており、その代替機能を短時間で用意することができず復旧に時間を要した。

燃料供給、起動、制御に必要な直流電源、配電盤等の電気設備のいずれかが機能喪失しても使用できなくなるおそれがあるため、津波等による共通要因故障を防止する対策を強化することが重要である（設置許可基準規則3条ないし9条〔乙Bア第8号証・10ないし17ページ〕）。

さらに、従来より非常用電源設備等に対して多重性又は多様性及び独立性を要求していたが、更なる交流電源設備、所内電気設備の独立性等を強化することが重要である（同規則57条1項〔同号証・110ページ〕）。

ウ 加えて、非常用電源設備用の十分な燃料を確保することが重要である（設置許可基準規則33条7項〔乙Bア第8号証・67ページ〕）。

エ さらに、福島第一発電所事故においては、交流電源を長期にわたって復旧させることができず、これに備えるべき非常用直流電源の蓄電容量が十分に確保できなかったために冷却機能等を長時間維持することができなかったことを踏まえると、交流電源が使用できない状況下では直流電源を維持することが必要不可欠である（設置許可基準規則57条1項〔乙Bア第8号証・110ページ〕）。

### 3 電源設備に係る規制の概要

前記2(2)の教訓を踏まえ、設置許可基準規則における発電用原子炉施設の電源に係る主な規制は、以下のとおりとなっている。

#### (1) 保安電源設備としての規制の概要

ア まず、発電用原子炉施設には、非常用電源設備を設けることとされている（設置許可基準規則33条2項〔乙Bア第8号証・65ページ〕）。

非常用電源設備には、事故等の発生時に炉心冷却のためのポンプ等へ交流の電力の供給を行う交流電源の非常用ディーゼル発電機や、計測制御用の機器等へ直流の電力の供給を行う蓄電池等がある。これは、外部電源系による電力供給が、遠く離れた発電所等から電線路等を経由して供給されるものであり、長大な電線路全てについて高い信頼性を確保することは不可能であり、また、電力系統の状況によりその信頼性が影響を受けるところ、これらの点については、原子力発電所側からは管理できない上、発電所外の電線路等は発電用原子炉施設の設備ではないことから、事故等の発生時には、外部電源系による電力供給は期待すべきでなく、上記非常用電源設備を設けることとしたものである（乙Bア第60号証・181及び182ページ）。

イ また、安全施設へ電力を供給するための設備である保安電源設備は、電線路、発電用原子炉施設において常時使用される発電機及び非常用電源設備から安全施設への電力の供給が停止することがないように、機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、その拡大を防止するものでなければならないとされている（設置許可基準規則33条3項〔乙Bア第8号証・65ページ〕）。

ウ さらに、設計基準対象施設（設置許可基準規則2条2項7号）に接続する電線路のうち少なくとも2回線は、それぞれ互いに独立したものであって、当該設計基準対象施設において受電可能なものであり、かつ、それにより当該設計基準対象施設を電力系統に連系するものであること（同規則33条4項）、この電線路のうち少なくとも1回線は、設計基準対象施設において他の回線と物理的に分離して受電できるものであること（同条5項）、及び設計基準対象施設に接続する電線路は、同一の発電所にある二つ以上の発電用原子炉施設を電力系統に連系する場合には、いずれの2回線が喪失した場合においても電力系統からこれらの発電用

原子炉施設への電力の供給が同時に停止しないものであること（同条6項）が要求されている（乙Bア第8号証・66及び67ページ）。

これは、福島第一発電所事故においては、外部電源の機能喪失が、その後の事故の進展防止を阻害する要因の一つであったという教訓を踏まえたものである（乙Bア第60号証・179及び180、182及び183ページ）。

すなわち、前記2(2)ア（9ページ）のとおり、事故等の発生時、外部電源系からの電力の供給は期待すべきでないものの、なお信頼性の向上を図るため、発電所内に接続する電線路を、少なくとも2回線は独立したものとし、1回線が機能を喪失したとしても、残りの回線で電力の供給ができるように要求しているものである（設置許可基準規則33条の解釈4〔乙Bア第8号証・66ページ〕）。

また、その電線路は、単一の送電鉄塔の倒壊等により同時に機能を喪失しないよう、少なくとも1回線は、別の送電鉄塔に架線することにより、他の回線と物理的に分離して受電できるものとし、同一の変電所に接続するものでないこととしている（設置許可基準規則33条5項、同解釈5〔同ページ〕）。

さらに、発電所内に複数号機の発電用原子炉施設が設置されている原子力発電所の場合、3回線以上の電線路を発電所へ接続し、その各電線路から供給される電力が、各号機の発電用原子炉施設全てに接続できるように所内で接続し（タイラインという）、そのうち2回線が喪失しても複数の発電用原子炉施設が同時に外部電源喪失に至らないように設計することを要求している（同解釈6〔同号証・66及び67ページ〕）。

エ そして、非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械等の単一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時

において工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない（設置許可基準規則 33 条 7 項）とされている。ここに、「十分な容量」とは、必要とする電力を供給できる発電容量があること及び外部電源系が長期間復旧できないことに備え、発電所への燃料補給等の外部支援がなくとも、7 日間連続で非常用ディーゼル発電機等を運転するのに必要な容量以上の燃料を敷地内に貯蔵できることを意味している（同規則 33 条の解釈 7〔乙 B ア第 8 号証・67 ページ〕）。

また、貯蔵する燃料を 7 日間分以上としたのは、福島第一発電所事故の例では、免震重要棟のガスタービン発電機の燃料供給に 3 日程度を要したため、この教訓を踏まえ、より保守的に、少なくとも 7 日間と設定したものである（乙 B ア第 60 号証・182 ページ）。

## (2) 設計基準対象施設及び安全施設としての規制の概要

電源設備は、発電用原子炉施設のうち、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの拡大を防止するために必要となる施設であって、設計基準対象施設（設置許可基準規則 2 条 2 項 7 号）に該当し、かつ、安全機能を有することから安全施設（同項 8 号）に該当する。

そのため、電源設備には、地震による損傷の防止（同規則 4 条）、津波による損傷の防止（同規則 5 条）、外部からの衝撃による損傷の防止（同規則 6 条）などの設計基準対象施設に係る規制が適用され、これらの外部事象によって安全機能が損なわれることのないように設計することが要求されている。

また、電源設備には、安全施設に係る規制（同規則 12 条）も適用されるため、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。

以下、原告らの主張に対する反論の前提として、外部電源系の電源設備の耐震性に係る耐震重要度分類<sup>\*2</sup>及び安全性に係る安全重要度分類<sup>\*3</sup>について、詳述する。

## ア 外部電源系の電源設備に関する耐震重要度分類について

### (ア) 耐震重要度分類の概要

耐震重要度分類は、地震による損傷の防止について定める設置許可基準規則4条が規制する事項である。

すなわち、同条1項は、「設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。」とし、同条2項は、「前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。」としている。

そして、設置許可基準規則の解釈別記2の2（乙Bア第8号証・122ページ）は、上記「影響の程度」とは、地震により発生するおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（耐震重要度）をいうものとし、設計基準対象施設は、それぞれの耐震重要度に応じて、Sクラス、Bクラス、Cクラスに分類するものとしている。

Sクラスに分類される施設は、安全機能が喪失した場合における公衆への影響が特に大きい施設であり、例えば、原子炉を停止するため

---

\*2 設計基準対象施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じた設置許可基準規則の解釈別記2の2に掲げる分類（以下「耐震重要度分類」という。）

\*3 発電用軽水原子炉施設の安全性を確保するために必要な各種の機能について、安全上の見地から定めた相対的重要度（以下「安全重要度分類」という。）

に必要な機能を有する制御棒やその駆動ユニット，炉心を冷却するために必要な機能を有する余熱除去ポンプやその配管，放射性物質を内蔵している施設である原子炉圧力容器，放射性物質の拡散を直接防ぐための施設である原子炉格納容器，使用済燃料を安全に貯蔵するための使用済燃料プールやその水補給設備，津波防護機能を有する防潮堤等の施設が該当すると考えられる。いずれの施設も，その機能が喪失することにより放射性物質が大量に放出される事故につながる可能性がある施設であり，公衆への影響が特に大きい。

Bクラスに分類される施設は，安全機能が喪失した場合における公衆への影響がSクラス施設と比べ小さい施設であり，例えば，放射性廃棄物を内蔵している施設である液体廃棄物処理設備，使用済燃料を冷却するための施設である使用済燃料ピット水冷却系等の施設が該当すると考えられる。液体廃棄物処理設備は，放射性物質を内蔵しているものの，原子炉圧力容器のように高温高圧の環境になるわけではなく，放射性物質が臨界反応を起こしているような状態でもないため，Sクラスの施設である原子炉圧力容器等より，相対的に公衆への影響は小さい。また，使用済燃料ピット水冷却系は，その機能が喪失したとしても，使用済燃料ピットに水を補給する設備（Sクラス）があり使用済燃料の冷却は継続できることから，相対的に公衆への影響は小さい。

Cクラスに分類される施設は，安全機能が喪失した場合における公衆への影響が小さい施設であり，一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される程度のものである。例えば，冷却水の水質を調査するための設備等である試料採取系，発電所外へ送電する電気を発生させるための発電機等の施設が該当すると考えられる。試料採取系は，微量の放射性物質を含む冷却水を採取し，調査する設備等であるが，

その機能が喪失したとしても、放射性物質の大量放出等に至るものではなく、公衆への影響は極めて小さい。

(以上につき、乙Bア第60号証・96及び97ページ)

#### (イ) 外部電源系の電源設備に関する耐震重要度分類

前記(1)ア(10及び11ページ)で述べたとおり、設置許可基準規則は、事故発生時、外部電源系による電力の供給を期待するのではなく、非常用電源設備等に対応することを要求している。

そのため、事故発生時に、非常用電源設備となる非常用ディーゼル発電機は、設置許可基準規則の解釈別記2の2-1(乙Bア第8号証・122及び123ページ)においてSクラスの施設とされている「原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設」及び「原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設」等に電力を供給するための設備であるため、Sクラスに分類される。

他方、外部電源系については、発電所内にある開閉所等の電源設備は、非常用電源ではないため、Cクラスに分類され、発電所外にある電線路等は、そもそも発電用原子炉施設ではないため、重要度分類の対象外である。

(以上につき、乙Bア第60号証・192ページ)

### イ 外部電源系の電源設備に関する安全重要度分類について

#### (7) 安全重要度分類の概要

安全重要度分類は、安全施設、すなわち設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものに関して設置許可基準規則12条が規制する事項である。

すなわち、同条1項は、「安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。」としている。

そして、設置許可基準規則12条の解釈1（乙Bア第8号証・20ページ）は、上記「安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたもの」については、重要度分類指針（乙Bア第11号証）によるものとしている。

そして、重要度分類指針（Ⅲ）（乙Bア第11号証・1ないし4ページ）においては、安全施設について、それが果たす安全機能の性質に応じて2種に分類している。具体的には、その機能の喪失により、原子炉施設を異常状態に陥れ、もって一般公衆ないし従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのあるもの（異常発生防止系。以下「PS<sup>\*4</sup>」ともいう。）と、原子炉施設の異常状態において、この拡大を防止し、又はこれを速やかに収束せしめ、もって一般公衆ないし従事者に及ぼすおそれのある過度の放射線被ばくを防止し、又は緩和する機能を有するもの（異常影響緩和系。以下「MS<sup>\*5</sup>」ともいう。）に分類している。その上で、PS及びMSのそれぞれ重要なものから、クラス1、クラス2及びクラス3に分類している。なお、PSでクラス1である安全施設は「PS-1」、MSでクラス2である安全施設は「MS-2」などと表記される。

#### （イ）外部電源系の電源設備に関する安全重要度分類

重要度分類指針において、事故等の発生時に、非常用交流動力電源となる非常用ディーゼル発電機による電力供給機能は、重要度分類指針（Ⅲ. 2. 第2表）（乙Bア第11号証・2ページ）において、MS-1として定義されている「安全上必須なその他の構築物、系統及び機器」に当たり、MS-1に分類される。

---

\*4 prevention systemの略

\*5 mitigation systemの略

他方、PS-3は、「異常状態の起因事象となるものであって、PS-1及びPS-2以外の構築物、系統及び機器」などと定義されており、PS-3に当たる機能として、「電源供給機能（非常用を除く。）」を掲げているところ（重要度分類指針〔Ⅲ. 2. 第2表〕〔乙Bア第11号証・3ページ〕）、外部電源系の電源設備のうち発電所内にある開閉所等の設備はこれに当たるため、PS-3に分類される。なお、外部電源系のうち発電所外にある電線路等は、そもそも発電用原子炉施設ではないため、安全重要度分類の対象外である。

（以上につき、乙Bア第60号証・189及び190ページ）

### (3) 全交流電源喪失対策設備としての規制

発電用原子炉施設には、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの間、発電用原子炉を安全に停止し、炉心の冷却や原子炉格納容器の健全性を確保するための設備が動作することができるよう、これらの設備の動作に必要な容量を有する蓄電池等の電源設備を設けることとされている（設置許可基準規則14条〔乙Bア第8号証・31ページ〕）。

これは、非常用ディーゼル発電機が機能を喪失し、また外部電源系による電力供給もできない全交流動力電源喪失の場合、重大事故等に対処するための電源設備からの電力が供給されるまでの一定時間、電力を使用しない冷却方法（BWRでは原子炉隔離時冷却ポンプ、PWRではタービン動補助給水ポンプ。いずれも炉心等からの蒸気を駆動源とする。）で炉心を冷却できるよう、当該ポンプを制御するために十分な容量の非常用直流電源を備えることを要求するものである。

（以上につき、乙Bア第60号証・183及び184ページ）

### (4) 重大事故等対処施設としての規制

重大事故等の発生時に使用する電源設備は、重大事故に至るおそれがあ

る事故に対処するための機能を有する重大事故等対処施設（設置許可基準規則2条2項11号）に当たる。

そこで、常設重大事故防止設備及び可搬型の常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないよう、可能な限り多様性を考慮することとされており（設置許可基準規則43条2項3号、同条3項7号、同規則43条の解釈4〔乙Bア第8号証・90ないし92ページ〕）、また、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損等を防止するために必要な電力を確保するために必要な設備を設けることが要求されている（設置許可基準規則57条）。ここに「必要な電力を確保するために必要な設備を設けること」とは、代替電源設備を設けること、すなわち、①可搬型代替電源設備（電源車及びバッテリー等）を配備すること、②常設代替電源設備として交流電源設備を設置すること、③設計基準事故対処設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図ることなどをいう（設置許可基準規則57条の解釈1〔乙Bア第8号証・110及び111ページ〕）。

これらは、前記2における福島第一発電所事故の教訓を踏まえ、その規制が強化されたものである。

（以上につき、乙Bア第60号証・184ページ）

#### 4 電源設備に係る規制が合理的なものであること

以上のとおり、電源設備に係る規制としては、福島第一発電所事故の教訓を踏まえ、事故の発生時には、外部電源系による電力供給に期待しないという前提で、設計基準対象施設に係る規制基準（設置許可基準規則第2章）としては、例えば、重要安全施設の機能を維持するために必要な電力を供給するため、多重性又は多様性及び独立性を確保しつつ適切な非常用電源設備等を設けること（同規則33条7項）を要求し（前記3(1)エ・12及び13ペ

ージ), 重大事故等対処施設に係る規制基準(同規則第3章)としては, 例えば, 共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないよう, 可能な限り多様性を考慮すること(設置許可基準規則43条の解釈4〔乙Bア第8号証・90ページ〕)や, 発電用原子炉施設には, 設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷, 原子炉格納容器の破損等を防止するために必要な電力を確保するために, 設計基準事故対処設備との独立性を有し, 位置的分散を図った適切な各種代替電源設備等を設けること(同規則57条の解釈1〔乙Bア第8号証・110及び111ページ〕)などを要求している(前記3(4)・18及び19ページ)。

このように, 設置許可基準規則における電源設備に係る規制は, 福島第一発電所事故の教訓を踏まえ, 事故発生時においても, 安全施設への電力供給が停止することがないように, 上記の多重性又は多様性及び独立性を要求するなどし, 十分な電源確保対策を講じたものであって, 合理的なものというべきである。

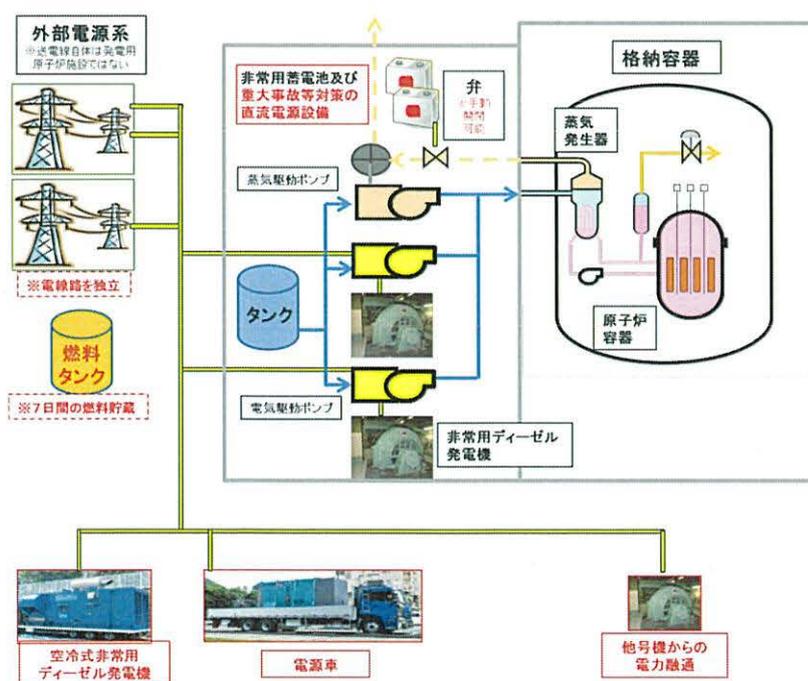


図3 設置許可基準規則における電源確保に係る設備の概要

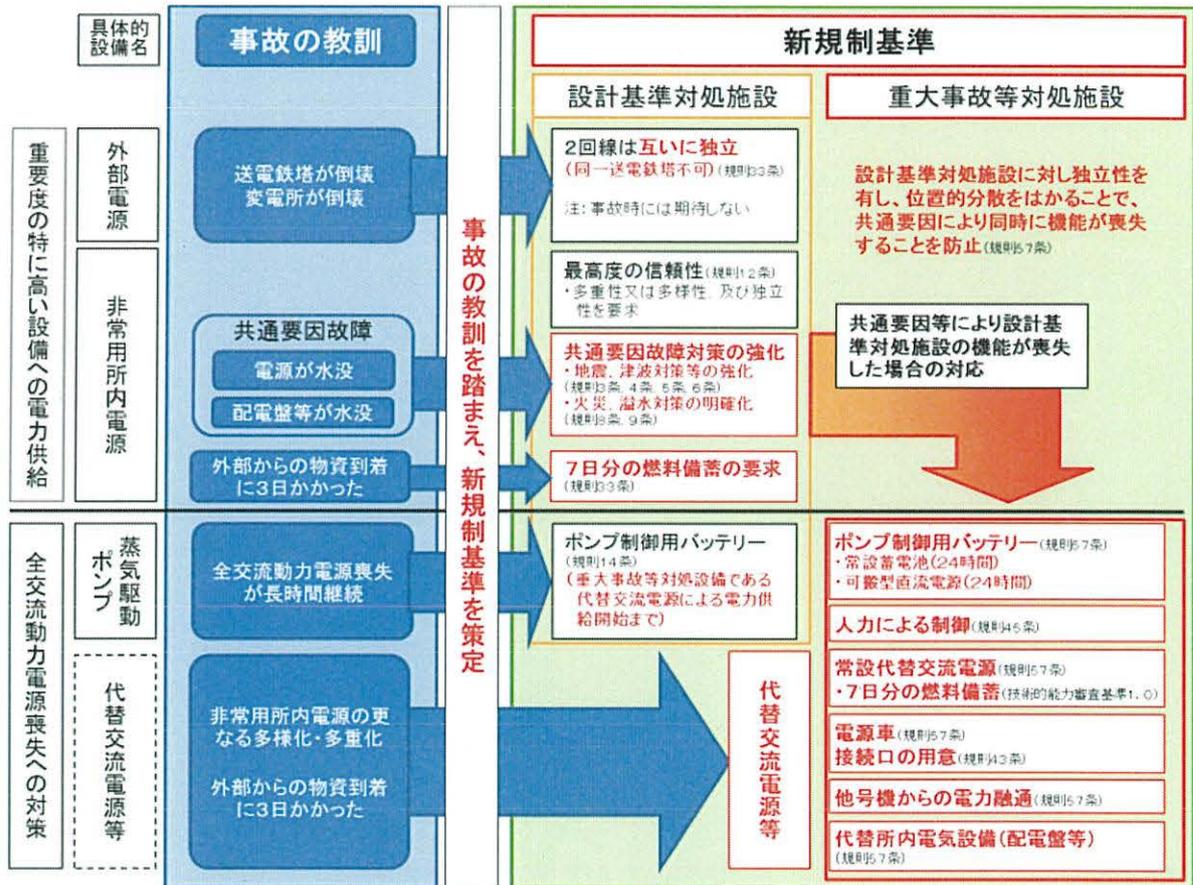


図4 事故の教訓を踏まえた電源確保対策の考え方

## 第2 電源設備の規制に係る原告らの主張には理由がないこと

- 1 外部電源に関する安全重要度分類及び耐震重要度分類が変更されていないことは不合理ではないこと

### (1) 原告らの主張

原告らは、福島第一発電所事故の教訓を踏まえれば、外部電源の耐震重要度分類はSクラスに、安全重要度分類はクラス1に格上げされるべきであるにもかかわらず、現在の規制基準において、格上げがなされていない

ことが不合理である旨主張する（原告ら準備書面(10)・17ページ，同準備書面(23)・5ページ）。

- (2) 事故発生時において安全施設に電力供給を行う非常用電源設備等をSクラス，MS-1とする一方，電力供給を期待すべきではない外部電源系をCクラス，PS-3とすることは何ら不合理ではないこと

しかしながら，前記第1の3(1)ア（10及び11ページ）のとおり，外部電源系による電力供給は，遠く離れた発電所等から電線路等を経由して供給されるものであり，その長大な電線路全てについて，管理し，耐震性を確保することは，当該電線路が発電所外の設備であることから明らかなとおり，不可能である。そのため，そもそも，事故時に外部電源系に依存するような設計は不適切であり，前記のとおり，設置許可基準規則においても，これを要求しておらず，安全施設への電力供給について非常用電源設備等で対応すべきものとし，同設備の耐震性，信頼性を重要視し，耐震重要度分類Sクラス，安全重要度分類MS-1としているものである。このように，外部電源の喪失を想定し，非常用電源について規制を設け，必要な設備を設けること等を要求することはIAEA安全基準の「原子力発電所の安全：設計（No. SSR-2/1〔Rev. 1〕）」等とも整合する，世界共通の考え方である（乙Bア第61号証・70及び71ページ）。

そして，その上でなお，福島第一発電所事故の教訓を踏まえ，前記第1の3(1)ウ（11及び12ページ）のとおり，全交流電源喪失という事態を可能な限り回避するため，更なる信頼性の向上を図る手段として，発電所内に接続する電線路を，少なくとも2回線は独立したものとすること，電線路は，少なくとも1回線は，別の送電鉄塔に架線することにより，他の回線と物理的に分離して受電できるものとすること，発電所内に複数号機の発電用原子炉が設置されているような場合には，3回線以上の電線路を発電所へ接続し，そのうち2回線が喪失しても複数の発電用原子炉施設が

同時に外部電源喪失に至らないように設計することなどを要求しているのである。

このように、設置許可基準規則においては、事故発生時に安全施設への電力供給を行うことが予定されている非常用電源設備等を耐震重要度分類Sクラス、安全重要度分類MS-1とし、事故発生時において電力供給を期待すべきではないとされる外部電源系を耐震重要度分類Cクラス、安全重要度分類PS-3としているものであって、何ら不合理ではなく、原告らの上記主張には、理由がない。

## 2 設置許可基準規則において非常用電源設備等の具体的な種類及び容量等を一律に規定しないことは何ら不合理ではないこと

### (1) 原告らの主張

原告らは、現在の規制基準では外部電源喪失時の非常用電源設備等の種類と容量を増やすことが規定されたが、重大事故等の対応に必要な設備として何を想定しているのか、それに対応する多様性とは何かなど、この基準を満たす具体的な内容が制定されておらず、現実の設備が安全確保のために十分か否か判断する基準となっていないことから、現在の規制基準は不合理である旨主張する（原告ら準備書面(10)・18ページ）。

### (2) 設置許可基準規則においては、各発電用原子炉施設の実情に応じて、十分な非常用電源設備が設置されているか否かを個別具体的に判断することが予定されていること

しかしながら、非常用電源設備等が使用される重大事故等の想定や、その対応に必要な設備の種類、台数、電気容量、位置等は発電所ごとに異なるものである。

そのため、非常用電源設備等が使用される具体的な事態を、すべての発電所に共通するものとして、一律に想定して、その想定した事態に対して多様性を求めることは合理的ではない。

そこで、現在の規制基準は、非常用電源設備等が使用される重大事故等の対応に必要な設備の種類、電気容量等を基準として画一的に要求するのではなく、前記第1の3(1)エ(12及び13ページ)において述べたとおり、福島第一発電所事故を踏まえ、必要とする電力を供給できる十分な発電容量があること及び外部電源系が長期間復旧できないことに備え、発電所への燃料補給等の外部支援がなくとも、7日間連続で非常用ディーゼル発電機等を運転するのに必要な容量以上の燃料を敷地内に貯蔵できることや、前記第1の3(4)(18及び19ページ)において述べたとおり、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するため、必要な設備を設けることを要求するにとどめ、設置許可基準の適合性審査において、各発電用原子炉施設の実情に応じて、十分な非常用電源設備が設置されているか否かを個別具体的に判断することとしているのであって、設置許可基準規則の定めは、何ら不合理なものではないというべきである。

原告らの上記主張は、設置許可基準規則において、上記の各発電用原子炉施設の実情に応じた個別具体的な判断が予定されていることを看過したものというほかなく、何ら理由がない。

### 3 設置許可基準規則57条2項が定める所内常設直流電源設備(3系統目)の設置が附則により5年間猶予されていることは何ら不合理ではないこと

#### (1) 原告らの主張

原告らは、所内常設直流電源設備(3系統目)の設置を要求する一方で、その設置を5年間猶予としていることは設置許可基準内の矛盾であり、不合理である旨主張する(原告ら準備書面(10)・18ページ)。

#### (2) 設置許可基準規則57条2項は、他の規定が要求する電源設備の設置によって既に重大事故等対策が図られているものについて、更なる機能の信頼性向上を図る性質の規定である一方、審査、工事等に一定の期間が必要であることから猶予期間を設けたものであって不合理ではないこと

確かに、設置許可基準規則57条2項に基づく所内常設直流電源設備（3系統目）の設置に関しては、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成28年1月12日原子力規制委員会規則第1号）の施行の際、現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設については、平成25年7月8日以後最初に行われる原子炉等規制法第43条の3の9第1項の規定による認可の日から起算して5年を経過する日までの間は、第42条及び第57条第2項の規定は、適用しないと規定されている（平成28年1月12日原子力規制委員会規則第1号）。

すなわち、所内常設直流電源設備（3系統目）に係る規制は、平成28年1月12日時点で現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設については、平成25年7月8日以後最初に行われる工事計画認可の日から起算して5年間、適用しないものとされていることから、上記発電用原子炉施設については、所内常設直流電源設備（3系統目）の設置が上記期間中、猶予されることになる。

しかし、設置許可基準規則57条2項は、同規則33条2項の規定により設置される非常用発電設備及び同規則57条1項の規定により設置される電源設備のほか、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損等を防止するための常設の直流電源設備を設けなければならないと規定するところ、同規則57条2項により要求されている機能は、同規則33条2項及び57条1項による電源設備の設置によって既に重大事故等対策に必要な機能として要求されているものについて、更なる機能の信頼性向上のためのバックアップ対策として求められているものである（同規則57条の解釈2〔乙Bア第8号証・111ページ〕）。その一方で、所内常設直流電源設備（3系統目）を設置するためには、審査、工事等に一定の期

間が必要であることから、基準の適用に一定の猶予を設けたものであり、  
このような定めは、何ら不合理なものではない。

したがって、原告らの上記主張には、理由がない。

以 上

## 略称語句使用一覧表

平成24年(行ウ)第15号  
東海第二原子力発電所運転差止等請求事件  
原告:大石光伸ほか265名

略語	語彙	書面	ページ	備考
数字				
1990年勧告	国際放射線防護委員会(ICRP)の1990年勧告	第2準備書面	13	
2007年勧告	国際放射線防護委員会(ICRP)の2007年勧告	第2準備書面	13	
2号要件	その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項2号)	第6準備書面	21	
3号要件	その者に重大事故(発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第43条の3の22第1項において同じ。)の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号)	第6準備書面	21	
4号要件	発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号)	第6準備書面	20	
英字				
IAEA	国際原子力機関	第14準備書面	19	
MS	異常影響緩和系	第18準備書面	17	
PS	異常発生防止系	第18準備書面	17	
あ				
安全重要度分類	発電用軽水原子炉施設の安全性を確保するために必要な各種の機能について、安全上の見地から定めた相対的重要度	第18準備書面	14	
安全審査指針類	第6準備書面別紙3に列記する旧原子力安全委員会(その前身としての原子力委員会を含む。)が策定してきた各指針	第6準備書面	29	
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)	答弁書	24	
安全評価審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針	答弁書	59	
安全評価審査指針	「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」(平成2年8月30日原子力安全委員会決定。平成13年3月29日一部改訂)	第9準備書面	17	
い				
伊方最高裁判決	最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決	第1準備書面	14	
う				

内田証言	水戸地方裁判所昭和48年(行ウ)第19号事件における証人内田秀雄の証言	第4準備書面	6	
お				
大崎証言	東京高等裁判所昭和60年(行コ)第68号事件における証人大崎順彦の証言	第3準備書面	11	
か				
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則17条の施行後の原子炉等規制法	答弁書	15	第5準備書面から基本用語を変更
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則18条による改正法施行後の原子炉等規制法	第5準備書面	5	答弁書から基本用語を変更
仮想事故	重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故	第13準備書面	7	
き				
気象手引	原子炉安全解析のための気象手引	第4準備書面	6	
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第6号)	第5準備書面	15	
技術基準適合命令	電気事業法40条に基づく、事業用電気工作物の修理、改造、移転のほか、使用の一時停止、使用の制限の命令	答弁書	11	
技術的能力に係る審査基準	平成25年6月19日原子力規制委員会決定「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」	第10準備書面	17	
基準地震動による地震力	耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	第7準備書面	11	
基準津波	設計基準対象施設の供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	第7準備書面	27	
強震動予測レシピア	震源断層を特定した地震の強震動予測手法(「レシピア」)	第16準備書面	21	
行訴法	行政事件訴訟法	答弁書	5	
け				
原研	日本原子力研究所	第3準備書面	9	
原告ら主張①	基準地震動の策定が妥当でない旨の原告らの主張	答弁書	21	
原告ら主張②	津波の想定が不十分である旨の原告らの主張	答弁書	21	
原告ら準備書面(2)	平成25年6月27日付け原告らの準備書面(2)	第5準備書面	5	
原告ら準備書面(10)	平成26年5月15日付け原告らの準備書面(10)	第9準備書面	5	
原告ら準備書面(11)	2014年5月15日付け原告らの準備書面(11)	第16準備書面	30	
原告ら準備書面(23)	平成27年3月12日付け原告らの準備書面(23)	第9準備書面	5	
原告ら準備書面(26)	2015年9月17日付け原告らの準備書面(26)	第14準備書面	6	
原告ら準備書面(41)	2017年1月26日付け原告らの準備書面(41)	第15準備書面	5	
原子力発電工作物	電気事業法における原子力を原動力とする発電用の電気工作物	第5準備書面	14	
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	第6準備書面	5	

原子炉施設等基準 検討チーム	発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討 チーム(第21回より、発電用軽水型原子炉の新 規制基準に関する検討チームと改称)	第14準備書面	21	
原子炉設置(変更) 許可	原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可	第6準備書面	20	
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関 する法律	答弁書	5	第5準備 書面で 略称及 び基本 用語を 変更
原子炉等規制法	平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉 等規制法を特段区別しない場合	第5準備書面	5	答弁書 から略 称を 変更
原子炉等規制法施 行令	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関 する法律施行令	第15準備書面	7	
原電	被告日本原子力発電株式会社	第3準備書面	9	
検討用地震	敷地に大きな影響を与えると予想される地震	第16準備書面	14	
こ				
高経年化技術評価	原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の 安全を確保する上で重要な機器及び構造物(安 全上重要な機器等)並びに実用炉則82条1項各 号に掲げられた機器及び構造物の経年劣化に関 する技術的な評価	第15準備書面	6	
後段規制	設計及び工事の方法の認可以降の規制	答弁書	8	
児玉証言	水戸地方裁判所昭和48年(行ウ)第19号事件に おける証人児玉勝臣の証言	第4準備書面	22	
国会事故調査報告 書	国会における第三者機関による事故調査結果に ついての報告書	答弁書	34	
さ				
最高裁昭和48年判 決	最高裁昭和48年4月26日第一小法廷判決	第1準備書面	28	
し				
事故防止対策	自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた 事故の防止対策	第7準備書面	5	
地震調査委員会	地震調査研究推進本部政策委員会	第16準備書面	22	
地震等基準検討 チーム	発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる 規制基準に関する検討チーム	第14準備書面	21	
地震等検討小委員 会	原子力安全基準・指針専門部会に設置された地 震・津波関連指針等検討小委員会	第14準備書面	18	
地震動審査ガイド	基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド	第16準備書面	21	
地震本部	地震調査研究推進本部	第16準備書面	21	
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (昭和53年12月28日通商産業省令第77号)	第6準備書面	20	
重大事故	炉心等の著しい損傷に至る事故	第7準備書面	5	
重大事故	敷地周辺の事象、原子炉の特性、安全防護施設 等を考慮し、技術的見地からみて最悪の場合に は起るかもしれないと考えられる重大な事故	第13準備書面	7	
重大事故等対策	「重大事故の発生防止対策」及び「重大事故の拡 大防止対策」	第7準備書面	6	

重大事故の拡大防止対策	重大事故が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた大量の放射性物質が敷地外部に放出される事態を防止するための安全確保対策	第7準備書面	6	
重大事故の発生防止対策	重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた炉心等の著しい損傷を防止するための安全確保対策	第7準備書面	6	
重要度分類指針	平成2年8月30日原子力安全委員会決定「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」	第9準備書面	23	
使用済燃料	原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質	第1準備書面	11	
使用停止等処分	改正原子炉等規制法43条の3の23に基づき、発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずること	答弁書	17	
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年6月15日通商産業省令第62号)	答弁書	9	
昭和35年科学技術庁告示	「原子炉の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、許容被爆線量等を定める件」(昭和35年9月30日科学技術庁告示第21号)	第4準備書面	6	
昭和39年立地審査指針	原子炉立地審査指針(昭和39年5月27日原子力委員会決定)	第3準備書面	6	
昭和45年安全設計審査指針	「軽水炉についての安全設計に関する審査指針について」(昭和45年4月23日原子力委員会決定)	第3準備書面	6	
昭和50年ECCS安全評価指針	「軽水型動力炉の非常用炉心冷却系の安全評価指針について」(昭和50年5月13日原子力委員会決定)	第4準備書面	21	
昭和53年安全評価審査指針	「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針について」(昭和53年9月29日原子力委員会決定)	第4準備書面	21	
審査会	原子炉安全審査会	第1準備書面	12	
審査基準等	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に関する審査基準等	第6準備書面	29	
せ				
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第5号)	第5準備書面	15	
設置許可基準規則の解釈	平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」	第7準備書面	8	
設置法	原子力規制委員会設置法	第5準備書面	5	
線量目標指針	「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和50年5月13日原子力委員会決定)	第4準備書面	6	
そ				
訴訟要件①	非申請型義務付けの訴えの「一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り」との要件	答弁書	6	

訴訟要件②	非申請型義務付けの訴えの「行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り」との要件	答弁書	6
た			
耐震重要度	設計基準対象施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度	第18準備書面	14
耐震重要度分類	耐震重要度に応じた設置許可基準規則の解釈別記2の2に掲げる分類	第18準備書面	14
耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	答弁書	22
ち			
地質審査ガイド	平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」	第7準備書面	8
長期保守管理方針	高経年化技術評価の結果に基づき、10年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針	第15準備書面	6
つ			
津波審査ガイド	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	第17準備書面	11
て			
適合性判断等	本件原子炉施設について原子力規制委員会がする、原告らが主張する事項及び内容に関する設置許可基準規則に適合するか否かの判断及び使用停止等処分を発令しないとの判断	第6準備書面	44
と			
動燃	動力炉・核燃料開発事業団	第3準備書面	9
に			
認可を受けた延長期間	運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後40年を経過する日までに、高経年化技術評価を行い、この評価の結果に基づき、原子炉等規制法43条の3の32第2項の運転期間延長認可を受けた延長する期間	第15準備書面	7
ね			
燃料体	発電用原子炉施設の燃料として使用する核燃料物質	第6準備書面	24
は			
浜田証言	水戸地方裁判所昭和48年(行ウ)第19号事件における証人浜田達二の証言	第3準備書面	43
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会の発電用原子炉の設置許可を受けた者	第6準備書面	6
ひ			
被告会社	被告日本原子力発電株式会社	答弁書	5
被告国第2準備書面	平成25年7月2日付け被告国の第2準備書面	第3準備書面	5
被告国第3準備書面	平成25年10月10日付け被告国の第3準備書面	第4準備書面	5
被告国第5準備書面	平成26年4月30日付け被告国の第5準備書面	第7準備書面	4
被告国第6準備書面	平成26年8月28日付け被告国の第6準備書面	第7準備書面	4
被告国第7準備書面	平成26年12月4日付け被告国の第7準備書面	第9準備書面	5
被告国第11準備書面	平成27年12月17日付け被告国の第11準備書面	第13準備書面	12
被告国答弁書	平成25年1月10日付け被告国の答弁書	第5準備書面	13
ふ			
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	第6準備書面	13

福島第一発電所事故	平成23年3月11日、東京電力福島第一原子力発電所における原子炉事故	答弁書	33	
へ				
平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の原子炉等規制法	第5準備書面	5	答弁書から略称を変更
平成24年審査基準	平成24年9月19日付けの審査基準等	第6準備書面	29	
平成25年審査基準	平成25年6月19日付けの審査基準等	第6準備書面	29	
ほ				
防災指針	昭和55年、原子力安全委員会により決定された「原子力発電所等周辺の防災対策について」(平成12年「原子力施設等の防災対策について」と改称)	第13準備書面	26	
本件安全審査	本件許可申請についての原子力委員会及び原子炉安全専門審査会による原子炉等規制法24条1項3号(技術的能力に係る部分に限る。)及び4号に関する審査	第2準備書面	20	
本件安全審査書	昭和47年11月17日付け「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置に係る安全性について」	第3準備書面	5	
本件訴え変更申立書	平成26年12月18日付け原告らの「訴の変更申立書」	第8準備書面	4	
本件義務付けの訴え	本件原子炉施設の一時使用停止命令を発令することの義務付けの訴え	答弁書	6	
本件許可申請	昭和46年12月21日、被告会社がした本件原子炉の設置許可申請	第2準備書面	18	
本件原子炉	東海第二原子力発電所原子炉	答弁書	5	
本件原子炉施設	本件原子炉及び附属施設	答弁書	5	
本件工事計画認可申請	被告会社が平成26年5月20日付けで原子力規制委員会に対してした、本件原子炉施設に係る工事計画認可申請	第8準備書面	9	
本件差止めの訴え	被告会社に対する東海第二原子力発電所の運転差止めの訴え	答弁書	7	第8準備書面で略称を変更
本件差止めの訴え	本件設置変更許可処分をすることの差止めを求める訴え	第8準備書面	4	答弁書から基本用語を変更
本件申請書	昭和46年12月付け東海第二発電所原子炉設置許可申請書	第2準備書面	18	
本件設置許可処分	本件原子炉の設置許可処分	答弁書	5	
本件設置変更許可処分	本件設置変更許可申請に対する設置変更許可処分	第8準備書面	4	
本件設置変更許可申請	被告会社が平成26年5月20日付けで原子力規制委員会に対してした、本件原子炉の設置変更許可申請	第8準備書面	4	
本件保安規定変更認可申請	被告会社が平成26年5月20日付けで原子力規制委員会に対してした、本件原子炉施設に係る保安規定変更認可申請	第8準備書面	9	

本件民事差止めの訴え	被告会社に対する東海第二原子力発電所の運転差止めの訴え	第8準備書面	4	答弁書から略称を変更
本件無効確認の訴え	本件原子炉の設置許可処分の無効確認の訴え	答弁書	5	
も				
もんじゅ最高裁判決	最高裁平成4年9月22日第三小法廷判決	第1準備書面	30	
もんじゅ最高裁平成17年判決	最高裁平成17年5月30日第一小法廷判決	第1準備書面	16	
り				
立地審査指針	原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて	第13準備書面	5	
立地審査指針要求事項①	敷地周辺の公衆に放射線による確定的影響を与えないため、重大事故を仮定した上で、目安として、甲状腺(小児)に対し1.5Sv、全身に対して0.25Svを超える範囲は非居住区域であること	第13準備書面	11	
立地審査指針要求事項②	防災活動を講じ得る環境にある地帯とするため、仮想事故を仮想した上で、目安として、甲状腺(成人)に対し3Sv、全身に対して0.25Svを超える範囲は低人口地帯であること	第13準備書面	11	
立地審査指針要求事項③	社会的影響を低減するため、仮想事故を仮想した上で、目安として、全身線量の人口積算値が例えば2万人Svを下回るように、原子炉敷地が人口密集地帯から離れていること	第13準備書面	11	
ろ				
炉心損傷防止等有効性評価ガイド	実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド	第13準備書面	20	
炉心等の著しい損傷	発電用原子炉の炉心の著しい損傷若しくは核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷	第7準備書面	5	